

第1回日本海・九州西広域漁業調整委員会
日本海北部会議事録

平成13年10月16日
水産庁資源管理部管理課

1、開催日時
平成13年10月16日(火)午前10時～

2、開催場所
霞ヶ関東京會館(シルバースタールーム)

3、出席者氏名(出席委員)
中村東伍 / 西崎義三 / 谷村政明 / 齋藤辰男 / 當摩栄一 / 大黒信吉 / 和田耕治
本川廣義 / 風無成一 / 富田重基 / 三門良一 / 宮本光矩 / 畔田正格 / 石川賢廣
三木奈都子

(研究者)

山口?常 独立行政法人水産総合研究センター日本海区水産研究所日本海漁業資源部部長

(水産庁出席者)

大石修宗	〃	資源管理部沿岸沖合課課長
末永芳美	〃	増殖推進部漁場資源課課長
高島 泉	〃	漁政部水産経営課課長
中尾昭弘	〃	資源管理部管理課課長
佐藤力生	〃	資源管理部管理課漁業管理推進官
羽鳥達也	〃	資源管理部管理課管理型漁業推進班課長補佐
大隈 篤	〃	資源管理部管理課企画班課長補佐
取香諭司	〃	資源管理部管理課TAC班課長補佐
寺谷志保	〃	資源管理部管理課企画班企画調整係長
熊谷 徹	〃	資源管理部沿岸沖合課沿岸調整班課長補佐
氏家武士	〃	資源管理部沿岸沖合課漁業調整官
宇津勝弘	〃	資源管理部沿岸沖合課まき網班経営指導係長
竹葉有記	〃	増殖推進部漁場資源課沿岸資源班課長補佐
楠富寿夫	〃	増殖推進部漁場資源課沿岸資源班調査企画係長
藤井富美雄	〃	漁政部水産経営課経営改善班課長補佐

4、議題

(1) 部会長及び代理する者の互選について

(2) 協議事項

1) 部会事務規程について

2) 資源回復計画について

資源状況の説明

資源回復計画対象魚種候補・優先順位の決定に向けた手続きについて

(3) その他

議 事 内 容

開 会

中尾管理課課長

定刻となりましたので、ただいまから日本海・九州西広域漁業調整委員会の第 1 回日本海北部会を開催させていただきます。

委員の皆様を初め来賓の方々におかれましては、お忙しい中御出席をいただきまして大変ありがとうございます。

委員の皆様におかれましては、昨日の本委員会にも御参加をいただきましたことから、この部会の設置理由については十分御承知と思いますが、本部会は漁業法第 110 条第 1 項に基づき発足いたしました日本海・九州西広域漁業調整委員会の所掌する海域のうち、北海道から富山県に面する海域における資源回復計画を始めとする資源管理にかかる問題と、それに付随する漁業調整等について審議していただく場ということで、委員会の事務規程に基づき設置されたものでございます。

したがいまして、基本的な会議の運営については本委員会に準ずる形で進めさせていただき、本日の議題といたしましては、部会長等の互選や部会の事務規程の制定等部会の枠組みに関すること、そして部会の設置された海域での範囲で分布回遊する資源についての資源回復計画に関することについて、御審議をいただきたいと思います。

なお、本部会の定員は 15 名でございますが、本日は全員の御出席を賜っております。

また、本日も昨日と同様会議の進行を担います部会長がまだ選出をされていない状況でございますので、私、管理課長の中尾が進行役を務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

資料確認

中尾管理課課長

早速審議に入りたいと思います。御協力をお願いいたします。

それでは、まず最初に資料確認を行いたいと思います。

大隈管理課企画班課長補佐

資料の確認を行わせていただきます。

お配りしてあります資料ですが、まず、座席表があります。

本日日本海北部会の議事次第、1 枚物でございます。

2 枚物になっております本日の出席者名簿。

それから、本日の委員名簿、1 枚物がございます。

そして、日本海北部会の事務規程(案)ということで、3 枚物があります。

それから、ちょっと厚くなりますが、日本海の漁業資源の状況ということで、後ほど資源状況の概略というのを説明する際に使用させていただきます資料が入っております。

次に、1枚紙ということで、資源回復計画対象として想定されている魚種の検討内容、考え方等についてまとめたものがございます。

最後に、6枚組でございますが、「資源回復推進等再編整備事業」。資源回復計画に関する支援事業等に関する説明を行わせていただきたいと思いますので、それに関する資料でございます。

資料としては以上でございます。

中尾管理課課長

お手元に必要な資料はございますでしょうか。よろしいですか。

部会委員の紹介

中尾管理課課長

それでは、本日御出席をいただいております各委員につきまして、きのう自己紹介いただきましたが、お名前を私の方から御紹介いたします。

向かって左側の委員から、北海道の中村委員でございます。

続きまして、青森県の西崎委員でございます。

秋田県の谷村委員でございます。

山形県・齋藤委員でございます。

新潟県・當摩委員でございます。

富山県・大黒委員でございます。

続きまして、大臣選任委員の和田委員でございます。

本川委員でございます。

風無委員でございます。

富田委員でございます。

三門委員でございます。

宮本委員でございます。

畔田委員でございます。

石川委員でございます。

三木委員でございます。

以上でございます。

議題：

1 部会長及び代理する者の互選について

中尾管理課課長

さて、本日の会議の最初の議題に入らせていただきますが、「部会長及び部会長の職務を代行する者の互選について」の議事に入らせていただきます。

この部会は、委員会本体とは異なりまして、直接漁業法や漁業法施行令といった法令に基づくものではないため、会長及び会長代行の選任方法につきましても、部会の事務規程が確定するまでは特段定まっておりますが、先にも申しましたように、委員会本体と同様の議事運営を図ることが適当と考えますので、委員の皆様の中で互選をしていただきたいと思います。よろしゅうございますか。

特に御意見がないようでございますので、互選という形で進めさせていただきます。

どなたか御推薦される方はございませんでしょうか。

中村さん、どうぞ。

中村委員

昨日の委員会においてお話を聞いておりますと、この部会では直ちに資源回復計画に関連した漁業調整とか問題に直面してはおりませんので、今後、一般的な資源管理の話を進めていく中では、関係漁業間の調整が必要となる場合が見込まれますので、やはり中立的な立場の学識経験の委員の中からお出しになった方が、よろしいんじゃないかと思えます。

そこで、本委員会でも会長さん並びに会長代行を務めていただいている中で大変恐縮ではありましようけれども、石川委員さんと畔田委員さんのお二人に務めていただくことが適当ではないかと存じますので、御推薦をいたします。お諮り願いたいと思えます。よろしく願いいたします。

中尾管理課課長

ただいま中村委員から、石川委員と畔田委員を部会長と部会長職務代行者という形で御就任いただいておりますがどうかという御提案がございましたが、これにつきまして、皆様いかがでしょうか。特に異議はございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

中尾管理課課長

それでは、石川委員に部会長、畔田委員に部会長代行をお願いしたいと思います。以後の会議進行につきましては、石川部会長の方をお願いしたいと思いますので、部会長席に御移動をお願いいたします。

石川部会長

ただいま部会長を仰せつかりました石川でございます。本委員会に次いで部会長という重責を担わせていただくことになりました。皆様の御協力を得て会の運営あるいはこの会議の運営に務めてまいりたいと思えます。ひとつよろしく願いいたします。きのうの本委員会の議論を聞いておまして、一言、きのうも申し上げたんですが、あらかじめ申し上げておいた方がいいかと思うこととしては、資源の配分については沿岸漁業と沖合漁業が対立するという中でこれまでも議論がされてきておりましたし、今後もそういった図式があらわれる場合があるかと思えます。しかしながら、特に資源問題等について話し合う場合に、そこに沿岸漁業があり、またそこに片や沖合漁業がある、現に存在するという前提に立って議論をして

いただかないと、妥協点あるいは一致点がなかなか見出せないのではないかと思います。現にそうした漁業が存在し、今後も存在をするんだという前提のもとに議論を続けていただく必要がある。そうでないと、一致点はなかなか見出せないと思っております。

それぞれ皆さん方は代表という形で御出席されているわけで、肩の荷が重いというようなこともあろうかと思いますが、そこは一步前進するための苦しみだということで、広い立場で議論をしていただくことをお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、職務代行者に就任していただきます畔田委員に、一言ごあいさつをお願いいたします。

畔田部会長職務代行者

部会長の代理として、いざという場合には部会長や事務局と連絡を密にしながら、この重責を果たしていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

石川部会長

ありがとうございました。

2 協議事項

(1) 部会事務規程について

石川部会長

議事に入りまして、議事の第1「部会事務規程について」お諮りいたします。事務局の方から説明をお願いします。

大隈管理課企画班課長補佐

部会の事務規程の案について説明させていただきます。昨日の委員会の方でも採択いただきました本委員会の事務規程と基本的には同じものとして、この部会の会議を運営していく上でのルールを定めるものでございます。この部会は委員会の中の小委員といった位置づけでございますので、その基本的な議事のルールといったものは直接法律に縛られるというものではございませんが、委員会本体と同一のものにしておくことが適当ですので、このようにさせていただいているものです。

順に説明させていただきますと、この日本海北部会は、日本海・九州西広域漁業調整委員会の事務規程第14条第2項で定めたように、日本海の北部、北海道から富山県に面する海域における事項を処理するというところでございます。

事務局の所在地ですが、日本海北部会については、当面、水産庁本庁の方が直接行うことになっています。

第3条としましては、部会長、部会長代行の互選に関するルール。

第4条におきましては、この会議を招集する際の手続。

第5条におきましては、会議の議決について定めており、必要な場合には過半数

とし、同数の場合には部会長の決するところによる、とするものです。

第6条ですが、この議事にかかる議題についてはちゃんと事前に通告をするということ。

第7条におきましては、自由な質疑ということ。

第8条におきましては、いろいろ議題を進めていく中で、ある特定の分野について知見を持った専門家を参考人として呼び出す場合について、その手続が定められているものです。

第9条におきましては、広域漁業調整委員会においてはあまりないと思いますが、委員の親族等にかかわる問題について審議する場合のルールでございます。

第10条は議事録、こちら部会においても議事録は作成し、記録として残していきますので、その内容として取り込むべき事項の規程でございます。

第11条は、議事録の署名人に関することでございます。

第12条では、これら議事録というのは一般にも広くごらんいただけるような形にするということ。

第13条でございますが、専門部会の設置に関することです。これは、昨日の本委員会での事務規程の中でも同一のものが含まれておりますが、これは部会の範囲の中でさらに細分化して関係者だけを少数に絞ったような専門部会が必要な場合については、この規程に基づいて専門部会の設置があり得るということでございます。なお、本委員会の方では、例えば部会と部会の範囲にまたがるような専門委員会の設置といったものが主で、部会の範囲におさまる専門部会の設置というのは、この部会事務規程の方で行うというのが運営としては適当ではないかと考えております。

また、本委員会の事務規程と違いまして、他の広域漁業調整委員会との合同の会議に関する規程というのは特に設けておりません。これは、本委員会の方で扱うという考え方の整理に立ったものでございます。

概略としては、以上でございます。

石川部会長

ありがとうございました。

ただいまの御説明に対して、御質問等ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、御意見もないようでございますので、この案でよろしいかどうかお伺いいたします。よろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

石川部会長

ありがとうございました。

それでは、この事務規程につきましてはこの案で決定いたしまして、本日付けでの制定といたします。

議事録署名人の選任

石川部会長

次に、議事録署名人の選任でございます。

事務規程がただいま採択されましたので、それに沿った手続を踏みたいと思います。まずは、事務規程第 11 条にありますように、議事録署名人の指名をいたします。これについては部会長から 2 名以上指名となっておりますので、僭越ではございますが、私の方で御指名させていただきます。

今回の議事録署名人といたしましては、海区漁業調整委員会の互選の方の中から西崎委員、大臣選任の漁業者代表委員の方から本川委員をお願いいたしますので、よろしくをお願いいたします。

(2) 資源回復計画について

石川部会長

次に協議事項、議事の第 2 番目に入ります。「資源回復計画について」をお諮りいたします。

資源回復計画制度につきましては、昨日の本委員会におきまして、概略ですとか、あるいは現在の検討状況、それから広域漁業調整委員会に求められている役割等について、事務局からの御説明と質疑応答が行なわれました。

まず、「部会の範囲に回遊が限られる資源の回復計画については、当該部会において詳細な検討を進める」という部会への検討の付託が行なわれたところでございます

次に、「一部の魚種については資源回復計画の作成を早急に取り組むこと、また、その他の魚種についても候補種の選定と優先順位の検討を行うこと」といった、事務局である水産庁が行うべき作業についての決定が行なわれたところでございます。

したがって、この部会におきましては、日本海北部海域におきます資源回復計画について調査審議を行うことが当面の業務になると考えられるところであります。

なお、本日の部会の議事次第によりますと、「資源の状況の説明」それから「資源回復計画対象魚種候補・優先順位の決定に向けた手続きについて」となっておりますが、具体的にどのような審議が求められているか、まず事務局の方から補足して説明をいただきたいと思っております。

佐藤漁業管理推進官

それでは、管理課の佐藤の方から説明させていただきます。

昨日御説明しましたように、本日、当部会におきましては、平成 13 年度中に直ちに計画に着手するという内容はございません。それで、今回の場合は、いわゆる平成 14 年度以降どういうものについて取り込んでいくか、こういうものを取りあえずたたき台として、ここできょうお示しします素案をもとに、今後、関係漁業者協議会に行って、どういう候補について各業者が御関心をお持ちかというところを集約していくという作業を行うに当たってのとりあえずたたき台となる素案を、御

審議いただきたいということでございます。つまり、きょうこのお示しします案に、今後、当然、追加なりが出てきたり、これは必要ないんではないかという議論が出てまいります。

なお、最終的に本年末に仮に候補が決定したとしても、本格的に審議が始まって、その中でなかなか合意が図れないとか、資源の状況が急激に変わってくるとか、そういうことがあった場合は、もちろんその段階でまた別の判断が出てくるということでございます。そういうことで申し上げますと、最終的なものを決める前のその前の素案をつくっていくというものでございますので、そういうことで御審議いただきたいと思っております。

以上でございます。

石川部会長

ありがとうございました。

佐藤漁業管理推進官

それで、今、部会長の方からあったんですが、なぜ、この当地区において13年度直ちにに取り組むのがなかったのかと。後で全体のレビューの中で申し上げますが、平成11年、12年と約2年間にわたって関係県等と議論を進めてまいりましたが、いずれにしても、本年は2つの問題があります。

1つは、議論をするには時間的余裕が半年しかありません。通常年は1年かけるところが、この10月の立ち上げです。もう1点は、支援措置というものが確定しないと、漁業者の方もその部分については正確な議論・判断ができないわけです。ところが、予算ができてから回復計画の検討に入っていくこと、またそれが1年おくれになります。そういう予算との関連もございまして、特に魚種に関する科学的データがある程度そろっていること。それから、それまでのある程度の取り組みがされているものという形で絞り込んでまいりました。それと同時に、限られた時間の中で何ができるかということをして、おおむねそのブロックごとに1つの議題に取り組んでいこう。その結果、当面取り組んでいく必要があるんじゃないかということで、担当が昨日御説明した5つの計画をしたわけです。

そういうことになり、例えば本委員会では日本海北と九州西部会は平成13年度のこの限られた時間の中では、直ちにに取り組むというのは一応置いておこうということになった次第であります。

以上です。

石川部会長

ありがとうございました。

ただいまの水産庁からの御説明等で、質疑も含めまして御意見等ございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、議事に沿って進めてまいりたいと思っております。

まず、資源の状況の説明でございますが、北部日本海域における資源の動向につきまして、独立行政法人水産総合研究センター・日本海区水産研究所日本海漁業資源部の山口部長から御説明をお願いいたします。

資源状況の説明

山口日本海区水産研究所日本海漁業資源部部長

御紹介いただきました日本海区水産研究所の山口でございます。

それでは、お手元の厚手の資料をもとに御説明したいと思います。少し長くなりますので、座って説明をいたします。

我々は、平成7年TAC法が成立しまして以降、生物学的な許容漁獲量ABCを算出するというのを水産庁からお引き受けして、毎年資源評価を実施しています。日本の周りにいる主要な魚種については資源評価をやって、その年その年でABCを計算し、「今、資源はこういうものです」ということで御説明してきましたが、今事務局からも話がありましたように、日本海側では北と西と2つのブロックがありますが、そこに分布する魚で、一応、資源状態はこういう形です、資源回復計画の対象になる魚種はこんなものではないかというのが、1ページ目に掲げてあります魚種になったものです。

御承知のように、対馬暖流というのが日本海には東シナ海から流れてきており、あと津軽海峡だとか宗谷海峡だとかを抜けて出ていく中で、つながりとしては、東シナ海と日本海というのはかなり関係が強い。特に浮魚というのは、どちらかといいますと、西の方で生まれたものが北の方へ回遊してくる。それでまた、産卵のときに西へ帰っていく。そういう生態がメインになります。底魚について言えば、隣の県に行ったりとかという交流はあるのですが、今言いましたような浮魚ほど青森県のものが九州まで行くという大きな回遊はしないということで、底魚には大きな交流はありませんということになると思います。

表に掲げております魚種について、簡単に御説明をしたいと思います。まず、最初の左側魚種名の上に「TAC種」と書いてありますが、マアジからスルメイカまで7種書いてあります。これらは、TAC法で決められた対象魚種になっております。マアジ、マイワシ、マサバ、スケトウダラ、ゴマサバ、ズワイガニ、スルメイカということになります。

スケトウダラは、どちらかというといふ浮魚的な性格がありますが、底びきがメインの漁法、あるいは底刺しで獲られているということで、底魚という範疇に入ります。ズワイガニも底びきとか籠で獲られているということで、これは魚ではありませんが、底魚の部類になります。それ以外のものはすべて浮魚で、かなり大きな回遊をするということになると思います。

上から順番に見ますと、マアジは、真ん中のところに「資源状態」というのが書いてあります。これは、昨年末までに我々が入手したあらゆる情報をもとに、今年の8月9、10日の2日間にわたって開催された全国資源評価会議までに、それぞれのブロックで出した魚種別の評価票の評価結果が書いてあります。これで見られるとわかりますように、マアジについては資源水準としては中水準です。資源の動向としては、最近どうも減少傾向にありますということなので、資源としては減少傾向を見せていますよという評価になっております。

その隣のABCのリミットとターゲットというのは、ABCは、先ほども言いましたように生物学的に我々が考えられる漁獲可能量というのが、この系群でもって言えば、その数字になりますよということです。ターゲットというのは、我々が推定する資源というのは、どうしてもいろんな仮定だとか予測だとかが入っているわけですから、必ず当たりますというのではないわけです。そういう限界のあるものをリミットといいます。限界よりはもうちょっと安全を見込んだらこんなものであると、資源は多分大丈夫なんじゃないかという考えで、ターゲットという数値が求められています。ですから、今現時点で科学的な根拠に基づいて考えれば、ターゲットの数値をとっていると、資源というのは現状維持か、あるいは増加かという状態になるのではないかと。そういう数値がそこに書いてあるとして見ていただければわかると思います。

以下マイワシは、御承知のようにかつて我が国の周辺で400万トンも漁獲されたものが、今は極めて低い水準に下がっているということで、相変わらず今のところまだ回復しているとか増えてきているという兆候はありませんということで、我々の評価では全国的にも低水準で減少ですが、対馬暖流系についても水準としては低い、傾向は減少です。日本海でメインで獲られている隠岐周辺のまき網等を対象にして、漁獲はせいぜい6,000トンか、あるいはもっと厳しくすると4,900トンぐらいというのが、まあまあ今のところのいい数値じゃないかという計算がされております。

次にマサバです。マイワシがだめになると、次に魚種交代の座を占めて増えてくるのではないかと期待が持たれる魚のうちの一つがマサバということになるのですが、このマサバについても、今のところ、我々が計算する限りは水準は低いということと、傾向として資源は減少傾向にありますという数値がはじき出されています。これは、全国の他の系群を入れても同じ評価になっています。

次のスケトウダラは、先ほども言いましたように、どちらかというと底びき網、あるいは大きなものについては底刺し網等の漁獲物ということになると思います。スケトウダラは、メイン漁獲は北海道周辺ということになりますが、北海道西のいわゆる日本海の北の方です。昔は石川県の七尾湾だとかもっと西の方まで獲れたということですが、最近はかなり北の方でしか獲られなくなりました。スケトウダラについても水準は低くて減少傾向にある、そういう評価になっております。

それから、現在、TAC種としてはサバ類ということで、マサバと一緒にTACが出ているゴマサバがあります。これは、どちらかといいますと南方系の魚で、日本海の北の方までどんどん来るといった魚種ではありません。日本海については、多分、対馬海峡から向こうがメインになるのではという気がしますが、このゴマサバについては中水準で横ばいということです。今のところそんなに悪いという兆候はありません。ただ、水準が中ということは、かつてこれよりも高い水準の時があったということですから、決してどんどん増えており、いいですよという評価にはなりませんということです。

次のズワイガニは、我々研究者も非常に苦勞をする魚種なんです。というのは、ズワイガニは、御承知のように、毎年毎年脱皮をしますので、年齢形質がないとい

うことで、科学的な資源推定というのは非常に難しい魚種ということになっております。しかし、このズワイガニは日本海側では非常に重要な魚種なので、TAC対象種になり、毎年苦労しながらTACのもとになるABCを推定しております。図を見ていただくとわかるように、かつてかなり低くなった資源がやっと中水準ぐらまで戻ってきており、現状としては横ばいぐらいではないかと判断しています。昨年ぐらまで増加傾向にあるという評価もしました。しかし、どうも次の年なりその次の年に、漁獲対象になるものがあんまりたくさん海の中にいそうもないという調査結果もあり、安全等も見込んで、評価しております。

このほかに、北海道の西側にもズワイガニの漁場があって、漁業があります。これについても評価をしておりますが、水準は低くて、やはり横ばいです。どうしても増えているという結果は得られておりません、ということです。

その次が、TAC種の最後でスルメイカです。御承知のように本種は寿命が1年ということで、親子の関係をつかまえるのは非常に難しいという問題があります。つい最近では平成10年、前の年の秋・冬に稚仔の調査をしたとき、非常にたくさん海の中にいた子供が、実際の漁期になったときには全然姿をあらわさなかったという苦い経験もありました。この寿命1年の資源の推定は非常に難しいのですが、我々があらゆる情報から考えて、今のところ資源は非常に高い水準にあります。そろそろ天井にきたかなということで、資源の推移としては横ばい状態にあるということです。ですから、まださらに増えますという評価にはなっておりませんが、高水準で横ばいで、今のところスルメイカの資源は非常に安定しており、いい状態にあるという評価になっております。

それから、昨年まではこれは太平洋系と日本海系という系群分けで、日本海と太平洋と別々に評価していたんですが、生物学的に言うと、冬の群れが冬に近くなったころには太平洋側から日本海側に大量に入ってくるのが大体わかってきたということで、今までのような海域別では具合が悪いということで、本年から、冬季発生群、これは主に太平洋を北上する群れです。それから、秋季発生群はメインとして日本海を北に上って行って、また帰ってくるという群ですが、それぞれ発生群別に評価をしたということです。中身としては太平洋と対馬暖流と別々に評価した時代とほとんど変わってはおりませんが、そういう経過になりました。

以上がTAC種で、そのほかに全国評価票というのをつくる魚種だとか、あるいは海区のものだけを評価する魚種とかというのが、その後の「その他の種」というところに並べてあります。日本海ではかなり重要なベニズワイは、今のところ中水準で横ばいということですから、そんなにどんどん減っていますという心配はないと思います。ただ、得られるデータを細かく分析していくと、どうも微妙に漁場が移動している傾向があるということです。非常に深いところに広く分布しているカニなので、どんどん新しい漁場を開拓していくということで、量的なものはつなげている可能性はありますが、どんどん増加していますという傾向までは我々もまだ得ていないと考えております。

次のマダラは重要な魚種ですが、現実にはこれも、最近海が暖かくなったというのも一つあるのかもしれませんが、分布が若干北の方に偏る傾向があることもあつ

て、西の方では、県によってはもう姿も見られません。日本海全体として言えば、オホーツク海とかもっと北の方の北海道の周りのものも含めて、水準としては中です。ただ、北海道の周りのものは今のところ減っていませんという評価ですが、日本海系はと言われる、多分分布の外れになると思いますが、今言ったように、かつてはたくさん獲れていた県でも獲れなくなったということもありまして、減少傾向にあるんじゃないかという評価をしております。

マダイは栽培種で、種苗放流をしておりますが、一応、水準としてはまだ中水準ですが、傾向は減少傾向にあります。マダイの評価を任されている我々として一番頭が痛いのは、実態がなかなかつかめない遊漁の対象にもなっていることです。海から本当にどれだけ獲ったかという部分の把握が難しく、かなり苦勞をしながら評価をしている魚種になります。

次のカタクチイワシは、全国的に言いますと水準としては非常に高い水準になりました。ただ、対馬暖流系について言えば西区からもっと向こうがメインになるとと思いますが、傾向としてはどうも増えるという傾向はなさそうとの評価になっております。

さらにヒラメは、これもマダイと同じように栽培対象種です。北海道の周りだけは水準は中で、しかも増加傾向にあるという非常に望ましい状態にあるとの評価になっておりますが、日本海の北あるいは西から東シナ海までを含めると、水準は低くてどんどん減少傾向になるという評価になっております。ヒラメも、先ほどのマダイと同じように遊漁でかなりたくさんとられているという実態もあり、これも実態の把握がなかなか難しいということもあって、精度の高い評価は非常に難しい魚種になっております。

ホッケは日本海というよりは、北海道の周辺がメインということになります。水準は高水準にあります。ただ、オホーツク海とかかなり北の方は横ばい状態ですが、道南系と言われている南の方の部分については、水準は高いけれども、そろそろ減少傾向になったとの兆候もあるようです。こちら辺は、今のところまだ全国評価の対象にはなっておりませんので、余り詳しい情報等は、私自身が日本海側にいるものですから得ておりません。

かなり主要なブリは、水準としては中水準、傾向としては横ばい状態ですということですから、今のところ減っているという兆候はないということのようです。トピック的な話としましては、最近、ブリというのはどうも北の方でたくさんとれるような傾向がここ何年か続いているということです。原因が何かというのははっきりとはわかりませんが、やはり水温が高くなったというのが一つの引き金になっているのではないかと、我々も考えております。

右側の欄で幾つか見てみます。ニギスは中水準で横ばいということですから、資源的には今のところ安定をしている魚種です。

アカガレイについては非常に低い水準にあって、減少しているとは思えないんですが、低水準のままで横ばい状態ということで、これも決して増加しているという魚種には入らないということになると思います。

下のハタハタは、日本海で非常に重要な魚で、西区の方は水準は中、傾向は横ば

い。北区は今のところ、かつてたくさん獲れた水準からするとまだ低い水準ですが、例の秋田県の禁漁等いろんな効果も出てきて、資源としては増加している、という評価になっております。ただ、特に西区の方はこの魚の産卵場は朝鮮半島の沿岸にあって、そこから来ていることから朝鮮の方の情報等をどう扱っていくかを抜きにしては正確な評価はできないということになっております。かなり隔靴搔痒的な評価にはなっていますが、一応、水準としては中水準で横ばいになっております。

それからあと、アマダイとかウルメイワシとかいろんな種類がありますが、ウルメ、イカナゴ、ヤリイカ等は、水準としては低水準で減少傾向にあります。

日本海でいうナンバンエビとかアカエビとかと言われているホッコクアカエビについては、日本海系、北海道西系とも中水準で横ばいです。アカエビはエビ籠というかなり管理がやりやすい漁具でとるのがメインということもあり、今のところは水準は中で横ばいではないかという辞論になっております。ウマヅラ以下のこれらは東シナ海でかつて獲られて、重要な魚種だったということですが、最近ほとんど漁獲がゼロになって、いずれも水準は低水準、まあまあのもので横ばい状態です。シログチ、ハモ、カレイ類はどんどん減っていますよという辞論で、余りぱっとした魚種はいないと言われております。

以上、現在、日本海側に分布する主要な魚種の資源状態と、我々が判断した動向について御説明をしました。

2枚目以降には、主要なものについて分布がどうなって、漁場がどうですか、先ほど私が触れたような漁獲量というのはどういう経年変化をしたかとかが各種見開きになっております。それを読んでいただければ、こういう魚種で、現実にはこう、それで科学者としてはこういう考えのもとにABCを算定した、という話わかります。

以上、簡単ですが、資源状況についての御説明をいたしました。

石川部会長

ありがとうございました。

ただいま資源の状況について報告がございました。これに対する質問等がございましたら、出していただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

はい、どうぞ。

畔田委員

ズワイガニの資源調査はいろいろ難しい面があるというお話だったんですが、一時減ったやつが回復してきたような傾向があるというのは、これはどういう理由で回復してきたんでしょうか。

山口日本海区水産研究所日本海漁業資源部部長

最大の原因は、御承知のように資源管理型という事業がはるか昔から走っていき、もう10年以上前から、人工礁を入れて保護礁にするとか、漁期を決めるとか等、漁業者も入れた形での管理型漁業でもって、ズワイガニを第1期の候補としているんな努力をし、資源を管理してきたというのが実を結んだと考えております。何か自然の状況で増えたというのではなくて、獲るのをいろいろ制限したと言うとおかしいんですが、そういう人的努力でもって増えたと考えています。

ただ、たくさん獲れるとか獲れないとかという原因の一つは、ズワイガニにも卓越年級というのがかなり効いてると聞いております。先ほど、最近だんだん増えてきているけれども、先行きちょっと不安ですよと言ったのは、その卓越年級が今後続いていないのではないかという情報もありまして、ちょっと足踏み状態になるかという判断もしているということです。

石川部会長

ありがとうございました。

石川部会長

はい、どうぞ。

大黒委員

富山県は定置網が一番主でございまして、私もその定置網に従事しております。今ほどスルメイカの資源状況が相当よくなっているとおっしゃられましたが、私らから見たところによりますと、沿岸の藻場等が減少するなど環境の変化によるものが、毎年1、2月に大量に漁獲されていたスルメイカやヤリイカの資源が10年ぐらい前から見ると大変減っているように感じます。昔は、定置網でも毎日10トンから10数トンを1カ統で獲れたのが、今は全くいなくなったと言ってもいいくらいでございまして、この辺はどういう調査でこういう統計が出たのかと思っております。

それから、富山県ではベニズワイの籠も大分やっておりますが、これも横ばいのように書いてありますが、これも昔から見ると大変減ったように思います。それから、カニの型もだんだん小さくなってきました。

それで、こういうことはできるのかできないのかわかりませんが、知事許可についてはその県によって休漁時期が違うんです。ただ、漁場が同じなんです。石川県、富山県、新潟県と漁場が一緒なんです。そして休漁時期が違うもんですから、休漁したところへまた他の県の船が行って漁をするというやり方をするもんですから、休漁の効果が全くないんじゃないか、休漁した効果はまるっきりないんじゃないかと思われまして。そういうことも考え合わせますと、これなんかも大臣許可にしてしまった方がいいのかなという感じがしますが。

石川部会長

ありがとうございました。

それでは、どうぞ。

山口日本海区水産研究所日本海漁業資源部部長

まず最初のスルメのお話ですが、先ほど私説明しましたように、スルメイカというのは、山陰からもっと南の方で生まれて、その後、北に上って行くという大きな回遊をするわけです。最近、富山県さんの定置には入らなくなりましたということですが、これはあくまでも回遊経路等が変わったということであって、沖合には高い水準のものは存在しました。これは、毎年6月に各県と水産研究所が一斉調査をやって、どこにどれだけの大きさのものがいるかというのを克明に調査をやりまして、大体、ことしは秋生まれというのはこのぐらい沖合にいますよ、これから北へ行ってまた帰ってくるので、というので漁況予測などもやっておりますので、あ

る意味では沿岸の方に寄ってこなかったというのは、多分、そういう意味では、先ほどちょっと触れましたが、沿岸の水温が高くなって回遊経路から外れるようになった、そういうことが効いてると考えられますので、今のところ、我々の調査ではがたっと減っているとかいないとか、姿が見えませんかということはないということで、先ほどお話ししたような評価になっております。

それから、ベニズワイについては、確かに昔から比べると小型になりましたとかいろんな兆候はあると思います。それは各県によって、細かい事まではまだ十分にフォローはしておりませんが、我々に課せられたのは日本海、ある意味では全体の評価はどうですかということなど、広くまとめて評価をしたということが一つは出ておりますので、1つの県あるいは2つの県だけでは、最近多少少なくなったとかいう可能性はあると思います。ただ、御承知のように、ベニズワイというのはかなり日本海の広いところ、深いところに分布しているということですから、従来と同じところではだんだん少なくなることはあり得ると思いますし、新しい漁場なり何なりに移っていけば、それなりの大型のものがあることがあり得ると思っております。

ただ、そこら辺を、それじゃどこ行ったら漁場はあるんですかと言われても、残念ながらまだ我々はそういう調査はしておりませんので、そこまではお答えはできないということになります。

それから、3番目のカニの漁期の問題については、我々研究者はお答えはできない御質問ということになると思います。

石川部会長

ありがとうございました。

はい、どうぞ。

佐藤漁業管理推進官

それでは私の方から、今、同一漁場において異なる漁業管理主体が、異なるというのは大臣とか、県であればA県、B県という主体ですがそういう事例はよく出されてきて、同じ漁場で同じ資源を獲っているのに、例えば漁期が違ったりとか、それから漁具の目合いが違ったりとか体長制限が違ったりとか、こういう問題は全国でよく指摘されます。ただ、それぞれの県がその漁業をどういうふうに位置づけされているのか。それが単純な同一の規制というのがなかなかできないという漁業の持っている特性でもあります。ただし、同じ資源の管理という面からすると、規制内容をできるだけ共通のものにしていく、成果の上がるようにする、特にサイズなどはそれが流通関係でA県がやっているサイズ規制がB県と違いますが、結局、B県ではどんどん売れるということでB県へ流れていくとか、そういう問題も指摘されておるところであります。

それで、今後こういう会を通じて、具体的に関係者が集まって、それぞれの事情もあると思うんですが、同じ漁場で同じものをとっている人の中で、共通の目的に対してそういう規制措置をできる限り共通のものにし、不公平感をなくして、また、実効あるものにしていくことは非常に重要な議題だと思います。今後そういう問題も議論していくべきではないかと事務局の方としては思っております。

以上です。

石川部会長

ありがとうございました。

當摩委員

すいません、参考になろうかと思うんですが、新潟県の場合、佐渡北方漁場というのは、2年間の韓国漁船の操業によって壊滅状態だったんです。それから2年間、水産研究所の試験船によって海底調査や資源調査をやってまいりました。ただ、2年間たっても資源の回復の兆しささえ見えていないんです。そのようなことで、ことし7月、底びき協会で佐渡北方漁場の一区域を自主的に禁止区域というか保護区域に設定したわけでございます。そして、新潟から兵庫県まで、大和堆操業の協議会をやっているんですが、ことしは新潟が当番でありましたので8月に協議会を開催し、そのときに、この協議会を操業用の協議会だけでなく、広域的な資源会議の協議の場にもしたらどうだろうかというような呼びかけもしております。

ただ、幾ら行政が指導したところで、漁業者の自覚心がなければこれは実行できない問題なんです。だけど、水産基本法に基づく資源管理にしても、説明しますと業者はある程度理解はしているんです。けども、漁業経営というのは大変厳しい状況にあるわけでございます。きのうは長崎の方からも意見が出ましたけれども、恐らくみんなこの県でも同じような問題じゃないだろうかと思っているわけで、今後、どのようにしたらいいかということで、またこのメンバーでいろいろと協議していくべきじゃなかろうかと考えておりますので、一応、参考になろうかと思っておりますので、よろしくお願いたします。

石川部会長

ありがとうございました。

はい、どうぞ。

西崎委員

この提示された資源の状況は、それぞれの漁業で漁獲された総体の数字であると思うんです。できれば、それぞれの漁業における漁獲高があると、これからの資源回復についての大きな参考になるんじゃないかと考えております。

例えば、総体ではこのくらい獲れているが、この中で大中まき網、沖合底びき、あるいは定置、沿岸、そういう分析をした数字があらわれていなければ、これからの資源回復の計画を立てるには大変難しいんじゃないかと思うんですが、この点についてはいかがなものでしょうか。

山口日本海区水産研究所日本海漁業資源部部長

数値としては、例えばこの魚種では大中まきがこれぐらいで、そのほかにこういう数値がありますということで、漁獲量の推移は、多分、つくってくれという指示を出すと大体のものは出てくると考えております。

ただ、説明資料はあくまでも全国的に現実にT A C対象種はどうだとかという評価をしたものを資料として示したというだけのもので、今おっしゃられたように全体でこういう傾向ですよというだけのもので、今後の会議で、今言われたように漁業別に、魚種別のものの漁獲量の情報が欲しいということであれば、そういう

作業は、全部ができるという保証は多分ないと思いますが、可能だろうという気はします。

西崎委員

そういう資料を、私ばかりじゃない、皆さんが欲しいんじゃないかと思っておりますので、できる限りの資料を出していただければと思います。お願いしておきます。

石川部会長

それでは、できるだけ作業をしていただいて、魚種別、漁業種類別の漁獲量というようなものを、参考資料でおつくりいただきたいと思います。

それでは先に進ませていただきます。次が、「資源回復計画対象魚種候補・優先順位の決定に向けた手続きについて」をお諮りしたいと思います。

先ほど、事務局からの説明ですと、この素案をもとに、今後開催されます漁業者協議会等の場でそれをもんでいただきまして、次回以降の部会において本格的な審議を行うための材料としていただきたいということではありますが、それでは、現在、事務局としてどのような考え方に基きまして素案を立てられているのかというようなこと、また、あわせて資源回復計画に関する経営支援策に関して現在予算要求している内容等について、説明を求めたいと思います。

資源回復計画対象魚種候補・優先順位の決定に向けた手続きについて

寺谷管理課企画調整係長

水産庁管理課の寺谷と申します。私の方から御説明したいと思います。

まず、きのうの本委員会の方でお示ししました魚種の素案をどういう考え方で、これまで、この日本海北ですと全国含めて17魚種、日本海北の部分で14魚種を候補というか、想定される魚種として絞られてきたかという経緯について御説明したいと思います。

この14魚種については、先ほど佐藤の方からも説明いたしましたが、平成11年、12年と2年間かけて、まず水産研究所の評価対象の魚種、それから都道府県の水産試験場で資源評価の対象となっている魚種のほか漁獲統計等で漁獲が把握できますすべての魚種について、平成10年3月時点、資源の評価としては8年の調査の結果をもとに、資源の水準ですとか動向、それから悪化の要因、外国漁船による漁獲があるかどうかですとか、あと人為的措置によって資源の回復が図れるかどうかなどの見通し等について、各都道府県、水研センターの意見・助言も受けまして、2年間かけて都道府県と意見交換をしまして、絞られてきたものでございます。

横の「資源回復計画対象として想定される魚種の検討内容」というこれについては、今言いましたこれまでの検討の考え方、議論の内容ですとか、これまで整理してこられた中身について表でまとめたものです。この表の中に資源の動向と悪化要

困というところがあるんですが、これについては、先ほど言いましたとおり、平成10年の段階での評価をもとにしておりますので、先ほど山口部長の方から最新のデータを用いた資源の評価と若干違う部分がございますが、これまでの検討してきたたたき台になった資源動向と悪化要因ということで御理解願いたいと思います。

日本海北部会の方は、今全国で対象となっている魚種としては、特に関係してくる魚種というのは大きなものはないので、こちらの北部会の14魚種について説明していきたいと思います。

まず、アカガレイについてなんですが、先ほどの山口部長の御説明にもありましたが、これについては非常に低い水準で横ばいの傾向が続いている。悪化のここまで低くなった要因としては、過剰な漁獲が主な原因であるのではないかと考えられております。アカガレイについては、西も含めて一つは日本海系群ということで評価しているんですが、1980年の当初の方では全体で8,000トンぐらいの漁獲があったんですが、これについては現在3,000トンぐらいまで減少しているということで、また、このアカガレイは、ほかの主な漁業種類というのが沖底ですとか小型汽船底びき網ということで、底びき網が中心の漁獲となっております。また、ズワイガニと漁場が重複しているということで、ほかの魚種と整理の考え方としては、漁業種類に着目してほかの魚種とセットで何らかの取り組みをしていく必要があるのではないかと考えております。

次のズワイガニについても中位、横ばいということで、過剰漁獲ですとか漁期以外の部分のアカガレイとかほかの魚の漁期のときの混獲による死亡が主な原因ではないかと考えられておまして、近年、先ほども西の方では資源管理の自主的な取り組みの効果もありまして若干増加の傾向にございますけれども、北の方では横ばいということで、これについてもアカガレイ同様この辺の魚種と一体となった取り組みが必要ではないかと考えております。

次のベニズワイガニですが、これについても中位、横ばいということで、過剰漁獲が原因と考えられております。1980年代の中ごろでは5万トンぐらいの漁獲があったんですが、近年は2万トン台で推移しているということです。これについては、沖合の方の大臣管理の漁業と沿岸の知事許可の漁業と大きく二つに分かれておまして、取り組みとしてはこの辺を区別してそれぞれの取り組みをやっていく必要があるのではないかと、という議論になっております。

次のヒラメなんですが、これについては低位、減少傾向ということで、原因としてはやはり漁獲というのが原因と考えられているんですが、このヒラメについては全国でも種苗放流の取り組みというのが盛んになっておまして、また、全長制限のようなことも資源管理の取り組みとしてはやっているんですが、減少が続いている。最初の減った原因としては漁獲圧というのが考えられるんですが、近年、貧血性という病気なんですが、実態ですとかを今後調査して、こちら辺も含めて、今後考えていかなければならない魚種と考えております。

次のニギスですが、これも中位、横ばいということで、横ばいなんですが、現状以上に漁獲圧をかけてしまうと減少する可能性がある。日本海全体では、1975年から83年まで大体8,000トンから1万2,000トンぐらいで推移していたんですが、

84年以降減少傾向になりまして、近年では5,000トン前後の漁獲となっております。これについても、漁業の実態からいうと複数の魚種が関係しておりますので、漁業という視点からほかの魚種とセットといいますか、含めて具体的な取り組みの考え方を、今後、整理も含め具体的な考え方を整理していく必要があると考えております。

次のスケトウダラ。これについては北海道が中心ということなのですが、低位、減少傾向にありまして、シミュレーションの中ではそういう漁獲圧力を下げることにより資源は増加するのではないかと考えられているのですが、韓国漁船が北海道周辺を撤退して数年たつんですが、今のところまだ回復の傾向が見られない、しばらく様子を見なければならぬ部分もあると思うんですが、これについても、底びきについては北海道が中心ということなので、ほかの県についてはほかの魚種とセットで整理していく必要があるのではないかと。また、沿岸等規則の共通の認識で管理措置を考えていかないとしないとと考えております。

次のマダラなのですが、これについても日本海では冬場の結構重要な魚種ということであるんですが、低位で、このときは若干増加傾向ということで、青森県の陸奥湾の産卵群では漁獲がかなり激減している。この原因としては、自然の変動と漁獲圧が原因ではないかと考えられております。日本海の系群は、1960年代には最低でも2,000トンぐらいで周期的な変動をずっとしてきたんですが、90年代に入ってから2,000トンを割っているような状況でございます。これについても具体的な管理の措置というのは難しいところはあるんですが、何らかの措置が必要ではないかという県の意見が多くて、今後、具体的に中身の方を検討していく必要があるのではないかと考えております。

次にハタハタなのですが、これは先ほどの御説明もありましたとおり低い水準なのですが、秋田県の禁漁とか資源管理協定の取り組みとかで、近年、回復傾向にはあります。ただ、今後この資源をもっと安定したものにしていこうという部分では、今までのそういう取り組みを踏まえまして、産卵場の確保ですとか、そこら辺の取り組みをさらに進めていかなければならないのではないかと考えております。

今までが水産研究所の方の評価の対象魚種だったんですが、次から各県の方の水産試験場で調査している魚種になっております。

マガレイについては、全体的に低位、減少傾向。これについても漁獲過剰が主な原因と考えられております。また、議論の内容としては、これについても沿岸漁業とかでも結構重要な魚種になっておりますので、何らかの管理措置が必要ではないかという意見が多い魚種です。一部の県では資源管理型漁業の取り組みとかもやっておりますので、さらに具体的な考え方と管理の内容について、今後、検討していく必要があると考えております。 次のムシガレイなのですが、これについても低位、横ばい傾向ということで、過去は各県とも100トン単位の漁獲があったんですが、近年は数十トン程度という状況になっております。これについても何らかの管理措置が必要ではないかという意見が多くて、今後、具体的な考え方と管理の内容について検討していく必要があると考えております。

次のミスダコなのですが、これについても中位、横ばいということで、未成熟の

タコですとか大きさの制限とか、そこら辺について、今後、検討していく必要があるのではないかと考えております。

次、ウスメバルですが、これは中位ぐらいから低位、それで横ばい傾向ということで、ウスメバルという魚は南といいますか西の方から稚魚が回遊してきまして、それぞれの地先で定着するような魚種なんですけど、そういう意味からいうと、資源そのものをこの北部会の方でふやすというのはなかなか難しいんですが、加入してきた、定着した魚の利用の仕方によっては単価ももっと高くなるし、大型のものを利用するような方向で、漁獲量と単価をふやすような資源の使い方を、今後、検討していかなければならないのではないかと考えております。

次のシロギスなんですけど、これは低位、減少傾向ということで、新潟県では1990年ごろ200トンぐらいの漁獲があったんですが、現在は100トン程度まで落ち込んでおります。これについても、全長制限ですとか、それをするための網目の拡大等の対応が必要ではないかと考えております。

最後にハタハタ。これについては北海道の石狩湾を中心とした日本海側の秋田県中心の資源とまた別なローカルなハタハタの資源なんですけど、これについても低位、横ばいということで、これについても過剰漁獲が原因ではないかと考えられております。これも資源管理型漁業の取り組みをこれまでやってきているんですが、なかなかふえてこない。これまでの取り組みの反省点とかも含めて、今後、何らかの対策が必要ではないかと考えております。

以上でございます。

続きまして、これらの今後作成していきます資源回復計画のための経営支援策の予算の関係の御説明をしたいと思います。次の「資源回復推進等再編整備事業」以下の資料について御説明いたします。

まず、この「資源回復推進等再編整備事業」。これは減船の事業なんですけど、今までありました基幹漁業再編整備事業を組みかえまして、新たに資源回復型ということで、資源回復計画を踏まえて、その関係漁業者団体で作成されます漁獲努力量削減実施計画に基づいて行う減船に対して助成するというものを、新たにメニューとして加えております。

1枚めくりましてフロー図がございますが、これの中で今までの減船の事業とどこが違うのかといいますと、下の部分の「残存者の負担分」が、一つは、今までの減船ですとその業界の中だけの残存者負担という形になっていたんですが、これについては資源回復計画に参加する漁業者、ほかの同じ資源を利用している漁業者全体で、この残存者分を負担する。

また、その右の方に二重線で囲まれておりますが、減船ですのでかなり大きな事業費になってきます。それで、減船に必要な資金の造成にも一遍に出せないということも考えられますので、それについては実施計画の作成団体となります漁協ですとか漁連とかが一時立てかえる。漁業者の方は水揚げから後々返していく。その立てかえ分に対して、今、公庫資金の方の対応を、新たな資金制度を要求しております。これについて、ここの部分で残存者負担分の立てかえに対する融資制度というのを新たに考えております。ここが、今までの減船の事業と今回の資源回復計

画に伴う減船についての相違点となっております。次に、「資源回復計画推進支援事業」。これは全く新たな事業でありまして、これについては休漁ですとか目合いの拡大などの漁具改良ですとか、いろいろかかります経費、資源回復計画の取り組みの中でかかってくる休漁等の取り組みに対して助成するという内容になっております。

2枚めくっていただきまして、横の「資源回復計画の実施に係る休漁等の回復措置に対する支援メニュー」ということで、(案)ということになっておりますが、これが現在財務省の方に要求している内容なんですけど、この事業の主なメニューとございますか、1つは費用負担を伴う措置で、漁具・漁法の改良、これについては新たな網目の拡大ですとか、漁具改良ですとかをした場合に、古い漁具が不要になる。目合いの小さい漁具というのは、持っているともた使いたくなっちゃうというところもあるので、それを廃棄する。不要漁具を廃棄することに対する支援、それから一部底びき網ですとか一部の袋網の部分を変えるような場合は、その改良に要する経費に対する助成ということで、漁具・漁法の改良等に対する助成を1つ考えております。

また、小型魚の再放流ということで、これについては、今でも船上からの放流というのは結構いろいろな魚種で行われているんですが、それをすぐその場で放流してもまたかかっちゃうということになりますので、生命力の強い甲殻類ですとかフグなんかの魚種については、一時蓄魚なりしてある程度大きくしてから再放流ということで、その小型魚の買い上げですとか、再放流に要した経費について助成します。

それから、休漁期間中の漁船の活用ということで、休漁中の漁船が一部の海域を休漁措置した場合には、密漁監視ですとか漁場の清掃ですとか、漁場耕耘などの休漁漁船の有効活用ということに対する経費の助成。

それから、こういうほかの漁場の転換ですとか漁船の有効活用ができない場合、係船休漁というふうに私どもは言ってるんですが、船をとめなければならぬ、ほかにやることがないというときに対する固定経費相当額分ぐらいの見合いを、経営を維持していくために休漁推進支援金として交付したいと考えております。

これが主なメニューの内容で、1枚戻りまして、全体の事業の流れなんですけど、これについては、先ほどの減船の事業と基本的には同じなんですけど、補助の割合は国3分の1、都道府県3分の1、漁業者の負担が3分の1ということになっております。国の部分の3分の1の補助金については、年度をまたがるような事業にも対応できるようにということで、国の補助金については大水等の団体等に一時預けまして、そこから魚種別の休漁される団体の方に助成金として交付するという形をとりますが、ここの真ん中のところに「魚種別の休漁等資金の造成」とありますが、これについては漁協ですとか漁連ですとか民法法人、この事業の実施機関となる団体で、国と都道府県と漁業者の負担分の事業費負担分を資金として一時集めまして、それから実際に行った休漁等の実施者に対して、全体3分の1ずつ10になったものを助成金として交付する、先ほどの休漁の実施漁業者の方に交付するということとなります。

実際の漁業者の負担分なんですけど、これも先ほどの減船と同様、これについては実際に休漁ですとか漁具改良とかを行う漁業者以外にも、現在は若干の漁獲しかなくても将来資源が回復したときに結構な漁を利用するような漁業者も参加する、将来の受益者も参加する形で、1人当たりの負担を軽くするような考え方で事業を進めることを考えております。先ほどと同様、漁業者の負担分については一時実施計画の作成団体が立てかえる場合については、同じように公庫資金などを利用する形で一時漁協が借り入れて、漁業者は将来の水揚げの中から1%なり、そういう額を償還にあわせて水揚げの中から徴していく。ですから、漁業者自体の負担は将来徐々に水揚げの中から返していくような形の事業の仕組みを考えております。

それから、資料の最後なんですけど、今の2つが減船と休漁等の取り組みに対する支援策ということで、そのほか今回の資源回復計画というのは水産庁の大きな事業といたしますか施策の大きな柱の一つなもんですから、ほかにも関連事業として、今、水産庁内で財務省の方へ要求している事業の回復計画に関連すると思われる事業を全部まとめた表となっております。

この中で、柱としては漁獲努力量の削減。この部分については、ただいま御説明しました2つの事業での支援、それから種苗放流等の取り組みに対しましては、現在の地域展開事業という栽培漁業の事業があるんですけど、これに拡充を考えております。また、それに伴う産卵礁ですとか稚魚の保護礁なんかについても、今までの水産基盤整備の事業の中であわせて行っていくことを考えております。また、漁場の環境保全については、休漁漁船の有効活用も含めまして、そういう漁場の清掃ですとか漁場耕耘なんかも、これも水産基盤事業の中にございますので、ここのメニューを有効に活用していくようなことを考えております。

以上です。

石川部会長

ありがとうございました。

それでは、ただいま御説明ございましたが、それに関しまして質問等ございましたら。はい、どうぞ。

西崎委員

ただいま私どもの特に関係するこの北部会での魚種14魚種について、いろいろ検討内容の説明があったわけですが、私は常々考えておりますことは、当然、戦後のあの食糧難のときから、まず、国民に食糧を提供するには、失礼ながら、何でもいからとって食糧を供給してくれと、それが今日まで続いてしまったわけがあります。しかし、今日になって資源はもうどんどん減って、いまや漁業で生活できないような、私は青森でありますけど、青森はもちろんそれぞれの県でも同じ状況になっていると思うんであります。

したがって、ここで大改革をしていかなければ、漁業として持続不可能ではなからうか。そのためには、先ほど石川部会長さんのあいさつの中で、それぞれの漁業が存在しているということをもっと頭に入れて考えてほしいということをお話されたけれども、当然、それぞれの漁業が存在している。しかしながら、それだけを考えると資源回復が果たしてできるのかどうかというのが、一番懸念されるところで

あろうと思うんです。

したがって、先ほど言いましたように、大改革をするにはこれまでの漁業のそれぞれの実態をまずここにさらけ出して、本当にこの漁業が資源の増大をはばんでいないかどうか。商品にならないような稚魚を目的としている漁業者は一人もいないわけでありまして、先ほどの説明にもありましたように、そういった商品価値の低いものは再放流できればいいが、再放流もできない、もう死んでしまっているとか、そういう漁業についてはやはり真剣に考えていかなければならないんじゃないかと思うんです。水産庁もそのための減船・休漁に対する支援措置も考えていることでもありますので、ひとつ、この時期に思い切ったそういう実態をみんなで考えて、そしてそれをどうしなければならぬのか、そういうことを真剣に考えていかなければならないんじゃないかと思っております。

以上です。

齋藤委員

私は山形県なんですけど、関連で一言申し上げたいと思うんでありますが、今、資源回復措置あるいは計画というものでいろいろお示しがあられて、その中で詳細に説明を受けたわけでありまして、これから部会としても本題に入りながら、詰めながら進めていかなければならぬという状況だろうと思っております。

そこで冒頭、試験的な考えもあわせ申し上げたいと思うんでありますが、御案内のとおり、過去、新日本海のマス流しを含めて減船をやりました。あれだけの日本海のマス流しの隻数のある時代から見ますと、今では日本海だけで操業しているのが十一、二艘しかいない状況であります。同時に、資源を大事にしようということで漁業改革そして、その中で今いろいろお話がありましたような底びき網の減船もやりました。今、ここでもお示しになっておる3分の1、これは残存者漁業者負担でありますけど、当時も、考えてみますと、残存者補償というもので残存者の漁業者がそれなりの応分の負担をいたしました。それがためにだんだん漁業経営が悪化をしまして、倒産、廃業。こういう例が多く続いて、今日の厳しい漁業経営あるいは漁協の経営に強いられているというのが現状であろうと思うわけであります。

したがって、漁業経営が厳しい状況の中で、実際に残存者の漁業者の負担というものが3分の1、これはいろいろ金額的なものも関係すると思っておりますけど、払って、今のこの厳しい状況を乗り越えていけるだろうか。しかしながら、今お示しのとおり、これをやらなければ、これからの水産業、漁業というものがなり立たないということであるわけですから、これは我々も知っておりますし、何かしら大改革をしながら、これからの将来展望を見開いて、漁業の経営の健全化を図ろうというのは相一致している考え方であるわけであります。しかし、漁業者あるいは漁協の状況を考えると、果たしてこういうものを作ってどうだろうと。国の方からも大きな支援策というものをもっと考えながら、漁業者もやっていける、安心してこれに協力できるような内容をこれからいろいろ詰めながら、検討することもお願いを申し上げていかなければならぬと思うわけであります。詳細についてはこれからいろいろ進んだ段階で、項目毎に御意見を申し上げたいと思うんでありますが、大局的に、今の状況からいって、果たしてこの状況が実施をされた場合、このまま全部

のんでやった場合どうなるのかと、いささか不安もあります。

石川部会長

ありがとうございました。

どうぞ。

谷村委員

秋田の谷村でございますが、今、水産庁の方からいろいろな新事業についての御説明がありまして、聞かせてもらいました。非常にいいメニューでもあるし、できるならばこれはどうにかしなければいけないだろうなと思います。しかし、我々漁業者が今置かれている立場というのは、本当に死ぬか生きるか瀬戸際なわけでございます。その中でなりふりを構わずに進めなければいけない段階だろう、このように心得てはいるわけでございます。ただ、今一番気になるのは、山形の齋藤さんがおっしゃったように、今まで過去においても減船だとか、とも補償的な残存者による支え行為などいろいろな制度があったわけでございますが、これを実施するに当たって、漁業者が過去には幾らか体力のあった時代もあったと思いますが、現在はほとんど体力はないだろうなと、少なくとも私はそんな見方をするわけでございますが、その中においてこのきれいな案を出した場合に、果たして受け入れ態勢があるのかどうか、これは非常に不安だと思えます。

特に気になるのは、計画を見ますと平成14年～平成18年という形になっておりますが、水産庁さんは十分御承知のとおり、国は今財政再建とのことでもって、これの真ただ中に入っていくわけでございますので、そういった中において、このような財政措置ができるかできないかという不安がありますし、それから都道府県において、特に私の県なんかは貧乏県でございますから、財政運営は非常に厳しい、場合によってはいろいろな補助事業についても返上する、こういうふうな状況が地方財政の実態ではなかろうかと思えます。

こういう二面性がありまして、いわゆる公共団体における金のないところ、それからまた漁民の金のないところ、こういったものがどのようにうまくかみ合わせながらこれを進めていくのか、これが大変大事なことではなかろうかと思うわけでございます。きのうもちょっとお話ししておったんですが、将来的にだれがこの魚を漁獲するのかというところの議論が今既に沸いているわけでございます。私どもはハタハタの際にもいろいろな苦難がありました。どうか経過措置を得まして、今かなりいい方向で資源が回復し、かつての2万トンという数字は出てこないんですが、ことしあたりは2,000トンぐらいのものは可能量としてどうにかならんんじゃないか、その半分ぐらい獲っていこうや、こういう事で進んでるんです。

しかし、その際に漁業者の中から、こういう声が出ました。「今一生懸命私どもが辛抱しながら漁獲を増やしても、将来だれが継ぐのか、そんなこと期待はできないし、漁業者も50歳以上の方が大半でございますから、今やめた方がいいんじゃないのか」というふうな極論まで出てきているのも実態でございます。しかし、それは態勢としては許せるものでもないし、県民の了解も得るわけにはいかないんだ。そういうふうなことで従来方式でやろうとなりましたが、言ってみれば、苦しい段階には、そういう切ない声の出るのも現状ではなかろうかと考えているんで

す。

そこで詰めなんです、今の国なり府県の財政援助措置が非常に小さくなった場合についての対応策を、今から考える必要があるのかなのか、大事な問題であります。その辺が少し気になるんですが、いかがなものでしょう。これからの進路の中で議論を進めてまいりたいと考えている次第でございます。

石川部会長

ありがとうございました。

佐藤漁業管理推進官

山形県の選出の委員と秋田の谷村委員の方から、支援措置等に組み込まれた漁業者の負担の問題が出てまいりました。御指摘のとおり、これまでの減船において幾つか問題があったことの反省を踏まえて、今回の制度を今検討中であります。過去の減船を見た場合に、どちらかというところと経営に着目して、多くの船がいるために1人頭のとる量が少ない。だから、それを減らすことによって残る人の量を増やして、その後生じた利益をもって返していこうという形であったんですが、こういうやり方は、資源的に見ますと、数年はいいんですが、結局、その残存者負担の重荷が経営の悪化になりまして、残った船の潜在的な漁獲能力というのは相当ありますので、それが結局、資源をとり控えるんじゃなくて、従来どおりとってしまう。つまり、一時的には効果は出てくるんですが、資源の減少というものが基本的にまた続き始める。ということで、経営の悪化と資源の悪化の循環で、またそれが次の減船を呼び起こす。そういう悪循環が結果的に生じてしまった。初期のころのまだ魚価も良く漁業も余裕があったころはその負担を十分した。つまり、減船によって経営改善ができたんですが、最近、それが難しくなった。そのために残存者負担ができなくて、減船もできなくて、自然倒産という形で、もちろん資源管理にも手がつかないという状態ができた。

そこで、今回の資源回復については、減船をした後の残った船も、その資源を回復するためにがまんを引き続きしていただきたい。そうしますと、経営が困難で資源が悪いときに直ちに負担を求めますと、それを返すために、資源を獲り控えるということが残った船ができにくい。そこで今回の場合は、担保を何に置くかということで、残った人の個々の漁業者の資産ということでなく、資源そのものに着目していこうと。つまり、資源回復で将来生じる資源の増量によって得る利益をもって負担分の回収をしていただけませんかということで、減船の行為が資源回復につながるような態勢を、関係業者の中できちんとやっていく。と同時に、その負担は直ちに求めず、将来、その資源の回復に応じて負担を求めていくという仕組みをとっていきたいということになっているわけです。

そこで、今いろんな御指摘がありましたように、非常に財政が苦しい中においてこのようなことが本当に可能なのか、また、将来必要な財源というのは確保できるかという問題もございしますが、いずれにしましても、水産基本法の中で、我が国が抱えている最大の問題は資源の管理とされています。つまり資源の状態がこのまま続きますと、例えいろんな振興事業なり経営対策をやっても、その根幹であります資源の部分が安定しないと、これはどのような施策を打っても結果的に十分なもの

が出ない。つまり、そういう意識からしますと、限られた予算の中でも、こういう予算についてはできるだけ優先的に私ども担当としては要求し、かつ都道府県においてもそういう趣旨でこの資源回復に取り組むことによって、すべての振興事業なり経営対策がすべていい循環に入ってくると考えていきたいと思っているわけでございます。

そこで、今引き続き協議中でございますが、単純に団体なり漁協なりに立てかえていただくといっても、公庫がその資金を貸すときにどのような融資条件を示してくるのか。将来、資源の回復というものが万一計画どおりいかないときにどういふ対応にするのか。この辺につきましては、今、全漁連なり関係沖合団体と引き続き検討して、少なくとも皆様方が不安なく、また、みんなが取り組めるものにもっていききたい、そういうふうを考えているところであります。

いずれにしても、いろんな制約等問題がありますが、とにかくここに踏みとどまっていたら坂を転げおりるだけでございますので、その辺については一步出ていかざるを得ない。そのためには、できるだけ皆様方の不安をなくすような措置を、一緒になって、今後、財務省その他と協議していく中で、お力添えをいただきたいと考えているところであります。 石川部会長 ありがとうございます。

はい、どうぞ。

三木委員

私、沿岸漁業の再生産に必要なのは3つあると考えているんです。1つ目は、もちろん今検討されております自然生産力について。2つ目が個別漁家について。3つ目が地域社会についてなんです。今、その自然生産力というところで議論がなされているんですが、この資源回復計画推進支援事業の中で、地域社会、個別漁家を、年齢的な分布を考えながら自然生産力を議論していくことが必要なのではないかなと思われるんです。というのは、例えば後継者が入ろうとしている漁家で、こういう漁獲努力量を減らすという中で、どれだけ漁業に従事しようという意図を持った方があらわれるのかというのが、この支援事業の中ではちょっと見られないなというところを思ったわけです。現在、具体的には漁協レベルの中で資源の平等配分という形で漁業種類が配分されていると思うんですが、その辺の後継者参入への配慮というものが、こういうがまん漁業の中でどのように位置付けされていくのかというところが、今後問題だと思います。

というのは、今の漁業者の3分の1の負担というものの、しかもそれは将来的の水揚げの中から拠出ということですよ。それは、これから漁業に加わろうという後継者がこれをどう見るか。将来的な3分の1の負担というような考え方のベースの地ならしというものが、共通認識として必要なのではないかなと思われるので、その辺、もうちょっと何か御意見、議論が出る必要があるのかなと思われます。

以上です。

石川部会長

ありがとうございます。

大分時間も差し迫ってまいりましたので、少し取りまとめをさせていただきたいと思うんですが、1つは、事務局におきましては、本日出された意見等を踏まえて

素案の修正を行ってほしいということ。また、今後はその素案をもとに資源回復計画の対象魚種の候補、あるいは優先順位の決定に向けて、漁業者協議会等の場で議論を進めるといった作業手順が提案されたわけですが、まず、これについての御承認と申しますか、この委員会として承認したいと思うんですが、その点はいかがでございましょうか。

和田委員

今までに何回も個人的というか、まき網の方で陳情は申し上げてきたんですが、今いろいろ説明をお受けしまして、経営対策といった面からいきますと、これは大きな要因としては経営環境、経済情勢がどうなっているのか。御存じのとおり、今の経済情勢としましてはグローバル化です。国際化要因というのがものすごく大きくなっていて、皆さん御存じのとおりですが、1985年のプラザ合意以降、輸入につきましては約2兆円弱ぐらいまで水産物輸入の金額は増えておりまして、国内生産額というのが、佐藤推進官に二、三年前にお伺いしたところによりますと、ほぼ輸入額の2兆円そこそこまで落ち込んでいるというところで、当然、こういった長期的な資源回復計画というものを構築するに当たっては、グローバル化の要因というのを無視してはできないんじゃないかと思うわけでございます。

当然、私ども、まき網漁業を営んでおりますが、環境問題等も含めまして、資源変動と申しますか資源が落ち込んでおる。経済的要因と資源的要因とが重なっておるというところでございます。経営的には、資源掛けるの魚価と、そういった面では魚価対策は当然必要だろうし、現状では輸入についてはセーフガード等、農産品は別にしまして、発動もできないような情勢で、果たして10年後、20年後のこの計画ですかね、そういった面で日本の漁業は漁船がいるのかなと思う次第でございます。先ほどから申し上げております経済的要因としての国際化の影響といった面も考慮して、たたき台でもつくっていただきたいと思っております。

以上です。

石川部会長

はい、どうぞ。

大黒委員

今ほど和田委員さんも言われましたが、いろんな面があってこういう結果になったんだろうと思っております。私、定置網を経営しておりますが、大まかに言って、今、漁協の合併が進んでおります。定置網もある程度合併して、幾つかの網を少なくするという必要でないかと思っております。

そして、きのう長崎県の石原委員も申されましたが、抱卵ブリというのは、ある程度どころではなく、こういうのはきちっと規制していただきたい。そのかわり、そっちだけ規制して我々は何もしないというわけではございません。これ皆さんに賛成していただけるかどうかよくわかりませんが、定置網としましては休漁期間を設けられていいんでないか。その網網によって年間2カ月なら2カ月休みなさい、というようなことにすれば、小さいこういう魚は何カ月か置けばある程度大きくなって値段もよくなるということもございまして、そういう時期に安い小さい魚を大量に水揚げするというのは非常に趣旨に反するんじゃないかと思っております。

そういうことも考えて、こういうことはできるのかできないのか私もよくわかりませんが、ある程度強制的と言うと語弊がありますが、水産庁の方で「やりなさい」と言うようにやったらどうなんだろうかなと思います。

以上です。

石川部会長

どうぞ。

佐藤漁業管理推進官

和田委員と大黒委員の御質問につきまして、簡単にお答えします。この資源回復計画を各地の漁業者に説明をしますと、あるところでは、要するに漁獲量が増えれば魚価が安くなるだけではないか。つまり、資源問題というよりも現場の業者にとっては魚価というものが非常に大きな問題になっている、という意見がございます。その原因の一つは輸入の問題かもしれませんが、もう一点は、末端の消費の売り方が変わってきて、それに対して従来の産地を経由する今までの売り方が対応できてないという部分もあるのではないかと。現に、その辺の工夫をすることにより手取額は2割、3割増えたという事例も、限られておりますが、あります。

そういうことと、もう一点は、コストを削減して輸入魚と戦っていくといった面から見たときに、本当にこのような立派な船とかここまでの装備が必要なのか。このようなことがなぜ生じたかというところ、資源が減ってそれを獲り負けないという競争が原因です。つまり、資源だけの問題で今後の漁業の経営が改善できるというふうには考えにくい。そういう面からしますと、今度、資源回復計画ということで、この部分のパーツは資源に着目してまいります。来年以降、漁特法の改正その他の中で、新たな経営支援策、そういうものが検討されているところであります。つまり、この資源回復計画とそれらの付加価値の向上とコストの削減、こういうものを全体として、最終的には経営対策と資源回復計画をうまく一体的に進めていくという形でやっていく必要があるのではないかと。我が国に10年前から始まった資源管理型漁業というのは、むしろ漁業者の経営対策から始まってきたという外国にない一つの手法の伝統を持っておりますので、今回においてもそういう形で進めていく必要があるのではないかと考えているところであります。

以上です。

和田委員

私も佐藤推進官の方から世界的な水産政策の情報等を10年来お伺いしておりますが、例えばヨーロッパの漁業政策といった面で仕組み的にかなり勉強したところによりますと、ヨーロッパでは日本にはない仕組みを、第二次世界対戦後、国民の同意を得てきちっと作り上げているというところで、また、アメリカについても、以前は水産物の重要性というのは、主食がお肉の方なんでさほどなかったのかもしれないですが、今では漁業に対してかなり力を入れている状況です。先進国の中で食糧産業の位置づけとして水産物、漁業が実質的には差別されている、外されているというところは日本ぐらいしかないんじゃないかと。

もう一つ、まき網については、ここ15年間円高になってから、先ほど佐藤さんも言われておりました国際価格競争力といった面で、250円～100円そこそこまで

の円高になったわけですから、当然、そのギャップは非常に大きなものがありまして、それに資源的な制約もある。そういった面で、それを放置していれば、日本の漁船勢力はどんどん落ち込んでいく。既に、15年間で漁船漁業のうちで50%ぐらいになっているわけでしょう。フランスとかヨーロッパ等は、逆に将来の食糧戦略として漁船勢力並びに漁場を拡大しておるといったところで、日本だけが先進国の中で勢力を減少させる、減船事業とかいろいろありますが。そのような世界的な流れになっておりますので、外国のそういった水産政策などもある程度情報を開示してもらって、実際に相手国にどれだけの情報を開示してくれるのかわかりませんが、国民に対しても理解をしていただきたいと思いますという次第です。

石川部会長

それでは、時間もちょうど12時になりました。そこで、取りまとめを行いたいんですが、まず、先ほど申し上げましたように、この資源回復計画をつくる際の素案といったものをこれから提示していただいて、それに基づきまして対象魚種とか優先順位の議論をしていただくわけです。

したがって、その前に、まず、きょう出された意見をできるだけこの素案の中に入れてほしいということと、それからまた下部といいますか、漁業者協議会というのが設けられておりますので、ここで部会で審議ができる、議論ができるような水準までよく協議をしていただきたいと思いますということだと思います。

そのために必要な作業を、この水産庁において進められるようお願いしたいと思いますが、この作業手順について、説明ございましたものについてはよろしゅうございますね。いろいろ意見が出された中で、必ずしも今回の資源回復計画の中身と完全に一致していないような御意見もございましたが、こういった御意見につきましては、水産庁が今後予算措置なり制度を考える場合に、そういった意見を十分踏まえてやってほしいという要望を、この部会として出してはどうかと思いますし、それからもう1点の要望としては、残存者負担の財政措置につきましては、漁業者が受け入れられるようなものにしてほしいという要望をあわせて行ってはどうかと思います。

ですから、作業手順については、水産庁から示されたものをそのまま承認して、先ほど申し上げました2点を部会としての要望事項とした方がよろしいかと思いますが、そういったものを合わせて、この場で委員全体の合意だということで、水産庁に要望をしていくということではいかがでしょうか。

ここで今の和田委員の言われたようなこと、それから齋藤委員や谷村委員の言われたこと等の議論をしても、結論が出るような話ではなからうと思いますし、今後の水産庁の中での財政措置なり政策を考える場合に十分参考にさせていただくという要望をまずするということです。

それと、手順については水産庁から示された手順に沿ってこの資源回復計画に向けてやってほしいし、その部分については了承するという形にしたいと思いますが、いかがですか。

西崎委員

魚種の追加はできないんですか。

佐藤漁業管理推進官

この場というよりも、むしろ、それを今後現場で積み上げていただきたい。それがお願いでございますので、この場で追加となりますと、また関係の委員のいろいろな調整が必要になりますので、これはあくまで事務局のたたき台です。だから、そういう追加とか、これはなぜ載っているかとかいうものをこの半年間にやっていこうということでございますので、これで資源回復計画をやるんだ、これ以外にはだめだというものでは全然ございません。何も提示せず検討していただくのは事務局としての責任もありますので、私どもとしてはこういうものを考えたということです。よって今後地元で協議して、次の部会にその結果を提出していただきたい。そこで趣旨等、議論をしていただきたいと考えます。

西崎委員

わかりました。

西崎委員

佐藤さん、それはどの場でやるんですか。漁業者協議会の場ですか。

佐藤漁業管理推進官

これを各県が漁業者協議会におろします。そうしたら、漁業者協議会が、このリストを見ながらそれぞれまた「これを入れた方がいい」とかいうのが出てきます。そうすると当然、今度、海区委員会でも議論がされます。事前に私どもの方にそのリストが上がってきて、それをこの場で一堂に会して議論する。関係県の意見を前もってお聞きして、そこである程度のたたき台をつくって議論する。そういう作業だと思えます。

だから、仮にAという魚種を上げたいと言っても、別の県は違う考えを持っている場合も生じます。その場合は、当然、直ちに対象種として決定するわけではございませんので、それを一応候補と上げて、そこで議論していくというふうに考えています。

石川部会長

それでは、この手順につきましては了承したということでよろしゅうございますね。

〔「異議なし」の声あり〕

石川部会長

ありがとうございました。

3 その他

石川部会長

次に「その他」でございますが、特に何か御発言等ございますでしょうか。

閉会あいさつ

石川部会長

それでは、本日の日本海北部会はこれで閉会といたしたいと思います。委員各位、御臨席の皆様におかれましては、長時間にわたりまして貴重な御意見を出していただきまして、まことありがとうございました。

また、議事録署名人でございます西崎委員、本川委員におかれましては、後日事務局から議事録が送付されるようでございますので、御署名方をよろしくお願いいたします。

これをもちまして、第1回の日本海北部会を閉会させていただきます。大変ありがとうございました。

閉 会